



空地・空家の 火災予防にご協力願います

電気・ガスの遮断



敷地内の整理・整頓 枯草等の除去



空地・空家は放火の標的にされやすく、発見が遅れ、延焼拡大の危険があります！！

長期間不在にする場合も、ブレーカーを遮断する等、同様の措置をお願いします。

不審者の侵入防止



放火等対策の実施



高崎市・安中市消防組合火災予防条例（抜粋）

（空地及び空家の管理）

- 第34条 空地の所有者、管理者又は占有者は、当該空地の枯草等の燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。
- 2 空地の所有者又は管理者は、当該空家への侵入の防止、周囲の燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。



高崎市等広域消防局 予防課

027-324-2214

